

信用金庫が、破産者の退職金を職員融資制度に基づく融資残高と対当額で相殺したことについて、破産管財人による否認権の行使が認められないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 30 年 7 月 18 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 1743 号
【事 件 名】 否認権行使請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 破産法 162 条、労働基準法 24 条 1 項
【掲 載 誌】 金判 1566 号 33 頁

LEX/DB 文献番号 25563078

事実の概要

1 本件は、破産者 A が勤務先であった Y に対して有していた退職金債権及び定期預金債権を用いて、Y に対する借入金債務を消滅させたことについて、A の破産管財人 X が否認権を行使し、上記借入金債務の消滅に充てられた金員及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2 事実の概要は、以下のとおりである。

(1) A は、昭和 57 年 4 月に信用金庫である Y に入庫し、平成 28 年 6 月 30 日付けで退職した。

(2) A は、Y の職員融資制度を利用し、アは自宅改築資金として、イは生活資金として、ウは介護入院費及び教育資金として、Y から各融資（以下「本件各融資」という。）を受けた。

ア 平成 18 年 8 月 16 日付け融資（以下「本件融資 1」という。）

借入金額 1,900 万円

利息 年 1.43%

弁済方法 平成 18 年 9 月から平成 31 年 9 月まで毎月 15 日に 3 万 8,300 円ずつ、毎年 1 月及び 7 月は各 23 万 1,000 円を増額して弁済し、平成 31 年 10 月 8 日を最終回として 698 万 0,900 円を弁済する

利息支払 平成 18 年 9 月 15 日を第 1 回

とし、以降毎月 15 日までの分を後払いとする

イ 平成 20 年 1 月 11 日付け融資（以下「本件融資 2」という。）

借入金額 1,200 万円

利息 年 1.62%

弁済方法 元金のうち 680 万円は、平成 20 年 1 月から平成 31 年 9 月まで毎月 15 日に元利合計 5 万 7,044 円ずつ分割して、元金のうち 220 万円は、平成 20 年 1 月から平成 31 年 7 月まで毎年 1 月及び 7 月の各 15 日に元利合計 10 万 0,556 円ずつ分割して、元金のうち 300 万円は、平成 31 年 10 月 8 日に各弁済する

ウ 平成 24 年 5 月 23 日付け融資（以下「本件融資 3」という。）

借入金額 190 万円

利息 年 2.00%

弁済期限 平成 29 年 5 月 15 日

弁済方法 平成 24 年 6 月から平成 29 年 5 月まで毎月 15 日に元利合計 3 万 3,302 円ずつ分割して弁済する

(3) A は、平成 28 年 6 月 27 日、直属の上司 B に対し、債権者や残債務額を記載した手書きの

メモを示すなどして、Yの職員や顧客を含む多数の債権者から借入れがあり、その返済が困難であるため、破産手続を予定していること、依頼している弁護士からYにも受任通知が送付される予定であることを申告した。

Bは、Yの人事担当理事1名同席のもと、Aとの間で、Yに対する今後の返済について検討したところ、Aより、これ以上Yに迷惑をかけたくはなく、退職金が出るのであれば、これを職員融資の返済に充てられてもやむを得ない旨の意向が示された。Bは、Aの依頼退職による退職金支給とこれによる職員融資の返済処理が可能であることを確認し、Aに対し、退職願の提出を指示した。

(4) Aは、Bの指示に従い、同月28日、Yに退職願を提出し、受理された。そして、同月30日、依頼退職が承認され、AはYを退職した。これにより、Aの退職金1,270万1,000円が発生し（以下「本件退職金債権」という。）、同日付けでA名義のYの総合口座（以下「本件口座」という。）に送金された。

Aは、同日、上記入金を確認した上で、Y担当者の説明に従って、上記(2)アないしウの借入金の返済処理をするための支払伝票を作成し、これに基づき、本件融資1について659万2,228円が、本件融資2について566万7,703円が、本件融資3について36万3,006円が、本件口座から支払口座に移されて各決済された（以下、退職金の支給から本件各融資の返済手続までを「本件決済」という。）。

なお、Aの退職給与規程には、「退職金の支給に関しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が金庫に対して負う債務を控除する。」との定め（以下「本件控除の定め」という。）があった。

(5) Aの代理人弁護士は、同年7月8日、Yに対し、受任通知を送し、Yがこれを受領した。

(6) Aは、同月末日時点で、Yに対して15万1,598円の定期預金債権（以下「本件定期預金債権」という。）を有していた。

(7) 同月15日、Yとのカードローン契約に基づき、AがYに対して負っていた債務50万5,280円（以下「本件カードローン債務」という。）のうち1万5,000円について支払期限が到来した。本件口座の同日時点における差引残高は、貸越を示す

マイナスの状態となっていたが、上記支払期限が到来したローン返済金について、差引残高をさらに1万5,000円マイナスとする自動振替の処理がなされた。

(8) 同年9月29日、本件定期預金の解約が行われ、これにより当座貸越による負債がすべて決済処理された。

(9) Aは、同年12月に破産手続開始申立てをし、同月22日午後5時、破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任された。

3 本件の原審は、Aが本件退職金債権及び本件定期預金債権を用いて借入金債務を消滅させた行為は、A Y間の相殺合意によるものであり、破産管財人の否認権行使の対象とならないとして、Xの請求を棄却した。

Xは、これを不服として控訴した。

判決の要旨

控訴棄却。

1 本件各融資に係る債務を本件退職金債権で消滅させたことについて

「本件控除の定めは、……その規程の内容からしてYの職員がYを退職する際、退職金債権と職員に対しYが有する債権との合意による相殺を予定したものと解するのが相当である。また、AはYが職員の福利厚生のために設けた職員融資制度に基づき本件各融資を受けていたところ、職員融資制度においては、厚生資金・住宅資金いずれの場合も退職の場合には退職日までに残額を一括返済すること、この場合退職金での返済も認められること、退職その他の事由により職員の資格を失ったときには期限の利益を喪失することの規律が存していたことから、退職金は本件各融資に対する関係で担保的機能を有していたことがうかがわれ、合意による相殺を予定していたことを裏付ける。そして、実際に退職し退職金債権が発生した場合に、退職金とYの職員に対する貸付け残金との清算がなされることになるが、それは既になされている相殺合意を現実化する具体的な手続であって、それ自体が相殺の合意ではない。そうすると、本件において、Aは本件控除の定めを

前提として本件各融資を受けたのであるから、本件各融資を受ける時点において、Aの退職時に本件各融資の残金が存する場合は、その残金と退職金請求権とで相殺する旨の合意をしたと認めるのが相当である。そして、本件決済はこの相殺合意を現実化するための具体的手続であるから、本件各融資は本件各融資の時点でなされていた相殺合意に基づき消滅若しくは減少したものと評価すべきである。

したがって、本件各融資は、いったん破産者に支払われた退職金により弁済されたと認めることはできず、この点に関するXの主張は採用できない。」

2 相殺の合意について破産者の自由な意思の有無について

「使用者が労働者の同意を得て労働者の退職金債権に対してする相殺は、同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、労働基準法24条1項本文の定める賃金全額払の原則の趣旨に反するものとはいえない」。

「Aの退職の経緯によれば、Aは、Bに相談を持ちかける以前から、破産手続が避けられないこと、職員や顧客からの借入れにより懲戒解雇となる可能性があることなどを認識していたのであるから、Yを退職することを前提にBに相談を持ちかけたと見るのが相当である。そして、Bらとの話合いの中で、Aは退職を決意したものと認められ、Aが退職届を用意していなかったことやBの退職願提出の指示は、前記判断を左右しない。」

「YとAは、本件控除の定めを前提として、本件各融資の段階で、退職時に本件各融資について残金がある場合は、退職金と相殺する旨の合意をしており、本件決済はそれを現実化するために行われたものである……。

そして、Aは、平成28年6月27日、多数の債権者からの借入金があり支払が困難であることや破産手続を予定していることなどを上司であるBに申告したが、この際、破産者から、これ以上Yに迷惑をかけたくないため、退職金が出るのであれば退職金で職員融資を返済することもやむを得ない旨の発言がなされたことをきっかけとし

て、AがYを退職し、その退職金で本件各融資を返済することになった。……破産者が本件決済を行うことに異議などを述べた事実を認めるに足りる証拠はない。」

「このような、本件決済の趣旨、本件決済に至る経緯及び本件決済時の状況からすれば、本件においては、Aがその自由な意思に基づいて本件決済に同意したと認めるのが相当である。」

3 本件カードローン債務と本件定期預金債権との相殺の可否について

「本件定期預金債権について、定期預金解約前に相殺適状にあったとはいえず、平成28年7月15日に相殺したとするYの主張は採用できない。もっとも、本件定期預金の処理は、定期預金解約日までの自動振替決済に基づく当座貸越について、同解約により充当する決済が行われたものであり、当該処理は、当座貸越を含む総合口座取引の合意に含まれており、これによりカードローン契約に基づくAの債務が、総合口座取引規定（当座貸越契約を含む。）に基づく借入金債務に変わり、この債務は同年9月29日に相殺処理されたと認められる。」

判例の解説

一 相殺と否認権について

1 破産法160条以下では、破産手続開始前に債務者の財産を減少させ、あるいは、債権者の偏頗的な債権回収に加担するような行為を破産手続開始後に破産財団のために失効させ、逸出した財産を破産財団に回復させる制度である否認権に関する定めが置かれている。そして、破産法162条では、既存の債務についての担保提供または債務消滅に関する偏頗行為の否認について定めが置かれている。

他方、破産法67条以下では、相対立する債権債務を有する当事者が抱く受働債権をもって自働債権の満足に充てることができるという期待を破産手続上でも保護すべく、相殺権に関する定めが置かれるとともに、相殺による優先的な自働債権の満足を認めるのが債権者間の公平、平等を害する一定の場面における相殺禁止の定めも置かれて

いる。

2 債務消滅原因の一つである相殺が破産法 162 条に定める偏頗行為否認の対象となるか否かについては、見解が分かれている。

この点、判例（最判昭 40・4・22 判時 410 号 23 頁、最判昭 41・4・8 民集 20 巻 4 号 529 頁、最判平 2・11・26 民集 44 巻 8 号 1085 頁）・通説（竹下守夫ほか編『大コメンタール破産法』（青林書院、2007 年）648 頁〔山本和彦〕）は、破産者の行為が介入しないこと、別に相殺禁止に関する規定が存在することなどを理由として、偏頗行為否認の対象とならないとするが、偏頗行為の対象となるとする見解もなお有力である（伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 4 版〕』（有斐閣、2018 年）538 頁）。

3 本判決は、危機時期以前である本件各融資を受ける時点で、A が退職する時点で本件各融資の残金が存する場合はその残金と退職金債権とで相殺する旨の合意が成立しており、当該合意に基づいて本件決済が行われたものであることを理由に、退職金として本件口座に振り込まれた預金を本件各融資の支払いに充てたことについて偏頗行為否認の対象とならない旨を判示しており、相殺が偏頗行為否認の対象となるか否かについて直接触れてはいないものの、相殺が偏頗行為否認の対象とならないとする従来からの判例の立場を前提としているものと考えられる。

二 相殺合意と賃金全額払いの原則（労基法 24 条 1 項本文）について

1 労働者と使用者が賃金再検討と使用者の労働者に対する債権を相殺する旨の合意をした場合に、かかる合意に基づく相殺が賃金全額払いの原則に反し、無効と解すべきか否かについては、見解が分かれている。

この点、最判平 2・11・26（民集 44 巻 8 号 1085 頁。以下「平成 2 年最判」という。）は、労働者の自由な意思に基づくものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは有効としており、これに賛成する見解もあるが（下井隆史『労働基準法〔第 5 版〕』（有斐閣、2019 年）284 頁）、労働者の同意があっても使用者の法違反が成立す

るのが労働法の強行法規としての帰結であり、賃金全額払いの原則の例外は過半数組合または過半数労働者代表の集团的合意があって初めて認められるはずであることなどを根拠に、賃金全額払いの原則に反すると解する見解も有力である（菅野和夫『労働法〔第 12 版〕』（弘文堂、2019 年）455 頁）。

2 本判決は、「使用者が労働者の同意を得て労働者の退職金債権に対してする相殺は、同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、労働基準法 24 条 1 項本文の定める賃金全額払いの趣旨に反するものとはいえない」という平成 2 年最判の立場を踏襲することを明らかにした上で、本件決済の趣旨、本件決済に至る経緯、本件決済時の状況から、労働者がその自由な意思に基づいて本件決済に同意したと認めるのが相当であると判示したものである。

弁護士 坂川雄一